

第150回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2022年3月29日（火）

WEBによるオンライン会議

○千田計画課長 定刻となりましたので、ただいまより第150回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。

私、事務局を務めます環境局自然環境部計画課長の千田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、年度末の御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。何か不具合がございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いでございますが、会議中は常にミュートの状態としていただきますようお願いいたします。また、カメラにつきましては、通信状況の悪化を防ぐという観点から、大変申し訳ないのですが、カメラを切った状態にしていただきますようお願い申し上げます。御発言になる場合は、下に手を挙げるというボタンがあるかと思っておりますけれども、こちらを使用してお知らせください。その際、カメラをオンにしてお待ちいただけると大変助かります。会長が御指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は、委員・臨時委員38名中31名の方に御出席をいただいておりますので、審議会の規定によりまして会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。名簿の順に御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、ビデオを開始していただきまして、ミュートを解除して一言お返事いただけますようお願い申し上げます。

そういたしましたら、名簿順でございますので、最初に、荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 東京農業大学の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくお願いたします。

続きまして、会長の石井先生、お願いいたします。

○石井会長 石井です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、板寺委員、お願いいたします。

○板寺委員 神奈川県温泉地学研究所の板寺と申します。よろしくお願いいたします。

- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、井本委員、お願いいたします。
- 井本委員 慶応義塾大学SFC研究所の井本と申します。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、木川田委員、お願いいたします。
- 木川田委員 上智大学の木川田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、窪田委員、お願いいたします。
- 窪田委員 電力中央研究所の窪田です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、佐伯委員、お願いいたします。
- 佐伯委員 筑波大学の佐伯です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、鈴木委員、お願いいたします。
- 鈴木委員 筑波大学の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、高橋委員、お願いいたします。
- 高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、田島委員、お願いいたします。
- 田島委員 立教大学の田島です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、濱中委員、お願いいたします。
- 濱中委員 むさし府中商工会議所の会頭を務めております濱中と申します。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、益子委員、お願いいたします。
- 益子委員 益子でございます。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 よろしくお願いいたします。
続きまして、安川委員、お願いいたします。

○安川委員 安川でございます。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、山崎靖代委員、よろしくお願いいたします。

○山崎(靖)委員 東京都森林組合の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、山崎晃司委員、よろしくお願いいたします。

○山崎(晃)委員 東京農業大学の山崎です。今日はよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、森村委員、よろしくお願いいたします。

○森村委員 都議会議員の森村です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、里吉委員、よろしくお願いいたします。

○里吉委員 都議会議員の里吉ゆみです。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、関口委員、よろしくお願いいたします。

○関口委員 どうもこんにちは。東京都議会議員の関口です。今日もよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、石川委員、よろしくお願いいたします。

○石川委員 公募委員の石川と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、芳賀委員、よろしくお願いいたします。

○芳賀委員 都民委員の芳賀でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、細野委員、よろしくお願いいたします。

○細野委員 都民委員の細野です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、渡辺委員、よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 都民委員の渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、相原委員、お願いいたします。

○相原委員 東京都農業会議の相原と申します。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、石田委員、お願いいたします。

○石田委員 東京都公衆浴場組合の石田です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、一ノ瀬委員、お願いいたします。

○一ノ瀬委員 慶応義塾大学の一ノ瀬です。よろしくお願ひします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 千葉大学の小林です。よろしくお願ひいたします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、下村委員、お願いいたします。

○下村委員 國學院大學の下村です。よろしくお願ひします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、須田委員、お願いいたします。

○須田委員 東京大学総合研究博物館の須田です。よろしくお願ひします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 岡山大学の竹下です。よろしくお願ひします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、八尾委員、お願いいたします。

○八尾委員 東京都猟友会の八尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○千田計画課長 ありがとうございます。

続きまして、山中委員、お願いいたします。

○山中委員 筑波大学の山中です。よろしくお願ひします。

○千田計画課長 よろしくお願いいたします。

すみません。松田委員、漏れておりました失礼いたしました。松田委員、一言お願ひいたします。

○松田委員 都議会議員の松田でございます。よろしくお願ひいたします。

○千田計画課長 本日、よろしく願いいたします。お忙しいところすみません。ありがとうございます。

委員の皆様、ありがとうございます。本日、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介させていただきます。

まず、自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長 自然環境部長の和田です。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、緑環境課長の松岡でございます。

○松岡緑環境課長 緑環境課長の松岡です。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、水環境課長の清野でございます。

○清野水環境課長 水環境課の清野です。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、緑施策推進担当課長の青山でございます。

青山課長、通信はいかがでしょう。ちょっと昨日からあまり、青山課長の通信の具合が悪いものですから、次に行かせていただきます。

続きまして、森林再生担当課長の佐藤でございます。

○佐藤森林再生担当課長 森林再生担当課長の佐藤です。どうぞよろしく願いします。

○千田計画課長 続きまして、自然公園担当課長の三浦でございます。

○三浦自然公園担当課長 自然公園担当課長の三浦です。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤多摩環境事務所長 多摩環境事務所長の近藤でございます。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、同じく多摩環境事務所自然環境課長の上中でございます。

○上中自然環境課長 上中でございます。よろしく願いします。

○千田計画課長 なお、本日、環境局長の栗岡は、業務の急な事情がございまして、欠席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、傍聴の希望者はございませんでしたので、事前にお知らせいたします。

それでは、これからは石井会長に審議会の開会をお願いしたいと存じます。

石井会長、よろしく願いいたします。

○石井会長 石井です。

皆様、こんにちは。本日はどうぞよろしく願いします。

それでは、第150回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

初めに、委員の皆様へのお願いとなりますけれども、本審議会は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査、審議することを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

○千田計画課長 事務局の千田でございます。

事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1と2に分かれてございまして、資料1が鳥獣保護管理事業計画に関する資料でございます。資料1-1が、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画案に関するパブリックコメント等の結果でございます。資料1-2が、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画答申案への主な修正点でございます。資料1-3が、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画答申案でございます。参考資料1-1が、この鳥獣保護管理事業計画案に寄せられたパブリックコメント。参考資料1-2が、新旧対照表でございます。

次に、資料2は、シカ管理計画に関する資料となります。資料2-1が、第6期東京都第二種シカ管理計画案に関するパブリックコメント等の結果。資料2-2が、第6期東京都第二種シカ管理計画答申案。資料2-3が、資料編となります。参考資料2が、第6期東京都第二種シカ管理計画案に寄せられたパブリックコメントでございます。

このほか、会議次第と委員名簿となります。

資料の説明は以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

本日の議案は、諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」、それから、諮問第469号「第二種特定鳥獣管理計画（第6期東京都第二種シカ管理計画）の策定について」、これの答申案になります。

事務局から2件併せて御説明をお願いします。その後で、鳥獣部会長から審議結果について御報告をお願いしたいと思います。

では、事務局より説明をお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 森林再生担当課長の佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画案のほうから御説明します。

御説明ですが、まず、資料1-1で、2月10日から3月11日まで30日間募集しましたパブ

リックコメント等の結果について御説明し、その後、資料1-2で、前回御報告しました事業計画案から答申案への主な修正点を御説明します。

それでは、資料1-1で御説明していきたいと思えます。画面を共有させていただきます。

パブリックコメント実施の結果なのですが、9通御応募いただきまして、意見の総数としましては24件となっております。詳細は参考資料1-1にお示ししておりますけれども、ここでは類似の御意見を集約しまして、また、事業計画の趣旨と合わない意見等を除きまして、主な意見としまして取りまとめた6つの事項について御説明します。

まず1つ目ですけれども、近年、ドバトへの餌やりについて、ふん害や通行障害など、生活環境の悪化を懸念する苦情が多発し、対応に苦慮している。全都的に規制を検討してもらうとともに、検討材料とするため、ドバトの基礎や実態の調査を本計画の鳥獣管理対策調査等に盛り込んでいただきたいという内容でございました。ドバトの生活環境の被害状況につきましては、都としても把握しておりますところではありますが、現状、区市町村が制定する条例等による規制が主であることなどを踏まえまして、都の見解は、ドバトに関する実態について関係自治体と連携を図り、情報収集に努めていきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

2つ目の御意見です。ムクドリとウミネコについて個体数が減少傾向にあるため、安易に予察捕獲表へ新規追加し捕獲しやすくすることには反対しますという内容でございます。今回、予察捕獲表へ追加をした趣旨なのですが、被害が発生した際、さらなる被害の拡大回避または低減を目的として、個体数への影響を十分配慮しつつ捕獲を強化するため、安易な捕獲にはならないと考えております。特に、ウミネコにつきましては東京都レッドリストの留意種でありまして、本来の営巣環境ではない人工構造物上での繁殖による被害を対象として、また、捕獲期間を繁殖期のみ、捕獲対象もひな、卵に限るなど、必要最低限の捕獲として、その後の円滑な防除対策の実施につなげるものでございます。都の見解は、安易な予察捕獲にならないよう、防除対策を含め適切に指導していきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

3つ目の御意見ですけれども、ツキノワグマの錯誤捕獲について把握しているか。クマが市街地に出没した際に殺処分するのではなく、麻酔銃を用いて眠らせ、山に戻すべきだという内容でございます。錯誤捕獲につきましては、現状の発生時においては、狩猟者及び有害許可捕獲従事者に状況報告をするよう求めているところでございます。市町村と連携を密にしまして、より一層実態の把握に努めてまいります。また、ツキノワグマやシカ等の大型獣

類の市街地出没対応についても、対応マニュアルの作成など、対応を強化してまいります。都の見解として、錯誤捕獲について関係部署と連携を図り、情報の蓄積に努めていきます。本計画に記載のとおり、大型獣類の市街地出没への対応を強化していきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

ここからの3つは、小笠原諸島に関する御意見でございます。

4つ目の御意見としまして、小笠原諸島の概要に世界的な希少海鳥種のオガサワラヒメミズナギドリ、オガサワラミズナギドリを追記すべきであるという内容でございます。オガサワラヒメミズナギドリは、環境省及び東京都のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠAに指定された希少種です。また、同種は国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストにおいても絶滅危惧（CR）として記載されております。また、オガサワラミズナギドリと言われている小笠原諸島に生息するセグロミズナギドリについては、近年、DNA研究で固有種であることが明らかになりました。そのため、都の見解は、希少海鳥種であるオガサワラヒメミズナギドリ及びオガサワラミズナギドリについて追記しますと回答し、計画案を修正する方針です。

5つ目の御意見ですけれども、希少鳥獣保護調査において、生息状況の実態把握等を行うニホンカモシカ、アカガシラカラスバトに加え、オガサワラオオコウモリ、オガサワラカラヒワ、オガサワラノスリ、オガサワラミズナギドリ、オガサワラヒメミズナギドリも調査の対象とすべきであるという内容でございます。小笠原諸島については国指定の鳥獣保護区でございますので、国及び自治体と協議の上、対応を実施していく必要があります。都の見解は、希少鳥獣の実態把握について関連部署と連携を図り、情報収集に努めていきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

6つ目の御意見です。小笠原諸島における鳥獣保護等の普及啓発にアカガシラカラスバトのガラス窓や建物への衝突、ハトやオガサワラオオコウモリの交通事故や人工ネットへの絡まり、粘着性ネズミトラップによる野鳥の誤捕獲、ミズナギドリ類の人工光誘引による不時着などについて、情報発信や啓発を図るに当たり、島内の行政及び民間の関係団体とも積極的に協働を図るを追記すべきであるという内容でございます。御意見いただいたとおり、小笠原諸島における実態を踏まえまして、普及啓発をより具体的に記載すべきと考えております。都の見解は、小笠原諸島における鳥獣保護等に関する普及啓発について追記しますと回答し、計画案の修正をする方針です。

パブリックコメントの報告については以上となります。

また、産業労働局をはじめとした庁内の関係局に意見照会をしております。幾つか意見が

提出されましたけれども、内容の変更ということではなく、文言の整理であるとか事実関係の追記に関する指摘であり、計画に追記したところです。

それでは、パブリックコメント及び関係部局への意見照会を踏まえて、資料1-2です。第13次東京都鳥獣保護管理事業計画案から答申案への主な修正点としまして、前回御説明した内容からの主な修正点について御説明します。

こちらのほうですが、まず、27ページに、第5次東京都農林業獣害対策基本計画というのを追記いたしました。

また、51ページになりますけれども、こちらのほうは文言整理といいますか、表現を技術開発について検討しといった形で、ほかの場所と表現をそろえる等の文言整理をしました。

60ページは、市町村が区市町村、区を足したというところです。

また、60ページ、8行目ですけれども、こちらは豚熱に関する部分ですが、都内でも令和2年に野生イノシシでの本病の感染が確認されているという事実を追記いたしました。

60ページの29行目と10行目でございますけれども、こちらはそれぞれ感染症に関する記載でございますが、内容の変更はございません。読みやすく少し整理したという部分と、こちらにつきましては感染症に罹患した傷病鳥獣保護個体への対応ということで、別に項目立て、こちらに書いてあったのですけれども、項目立てをしたというところです。

また、65ページの13行目ですが、こちらが、今御説明したパブリックコメントの御意見を踏まえて追記した部分というところです。

また、68ページ。こちらと同じくパブリックコメントの御意見を踏まえまして、小笠原における鳥獣の保護に関する普及啓発といいますか、連携の部分を記載したというところです。

それでは、シカ管理計画について、続けて御説明させていただきます。資料2-1、第6期東京都第二種シカ管理計画案に関するパブリックコメント等について御説明します。

パブリックコメント実施の結果、応募数が2通、そして、意見の総数は4件となっております。詳細は参考資料2にお示ししております。

それでは、この資料で御説明していきます。

1つ目の御意見ですけれども、狩猟免許試験の実施回数と定員を早急に増やし、狩猟免許取得希望者全員が漏れなく受験できる状態にしてほしいという内容でございます。担い手確保の記載に関連しての御意見でございました。都の見解ですが、近年、受験希望者数の増加に鑑み、試験の開催回数を増やしてきています。令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策として、試験会場の定員を半減させながら、抽選で外れた方を対象として、試験を追加開

催しました。今後は、十分に感染症対策を講じた上で、収容人数の大きい会場を確保するなど、多くの方が受験できるようにしていきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

2つ目の御意見ですけれども、シカの被害は減少傾向ということなので、これ以上殺すという手段ではなく、防御柵や電気柵、ネットの設置を強化してすみ分けを図るようにしてほしいという内容でございます。事業開始時から、シカの生息密度がエリアによっては減少したという部分がございますけれども、シカによる被害が減少傾向という事実はございません。この意見に対しまして、都の見解は、シカの被害が減少傾向になっているという事実はありません。今後とも農林業被害等を防止する柵やネットを設置していくほか、シカの捕獲を強化していきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

3つ目の御意見です。狩猟免許を安易に与えることは許されることではない。インターネット上には非常に残酷な動画が投稿されるなど、命をもてあそぶような風潮が広まることを危惧しているという内容でございます。言うまでもなく、動物愛護、福祉の観点からも、動物に無用な苦痛を与える行為というのは許されるものではありません。この御意見に対しまして、都の見解は、狩猟免許試験や狩猟免許更新講習会等の機会を捉え、無用に動物を虐待するような行為は厳に慎むべきであるという旨を周知していきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

4つ目の御意見ですが、くくりわなは無差別に動物を捕まえ、脚を失う動物を生み出す残酷なものなので使用禁止とし、箱わなを設置し、麻酔をかけた後、山に返してほしいという内容でございます。近年、猟友会において従前の銃による巻狩に加え、くくりわなを含むわなによる捕獲に力を入れており、捕獲数も相当数に上っております。引き続き、シカの捕獲圧を強化する必要があるという状況において、都の見解として、東京都のシカの状況を勘案すると、くくりわなは有効な捕獲手法の一つであると考えています。くくりわなについては、設置中の見回りを徹底するとともに、休止中の動作停止、わな経の確認、見回り時の痕跡確認などにより、錯誤捕獲の予防に取り組みます。また、錯誤捕獲の発生に備え、対応方針や連絡、放獣体制の整備など、早急に実行可能な対策の検討を進め、取り組んでいきますとし、計画案の修正はなしと考えております。

パブリックコメントに寄せられた意見と都の見解は以上でございます。

次に、利害関係者への意見照会について御説明します。

環境省をはじめとした7団体に意見照会をしております。2つの御意見をいただいております。

ます。

1つ目ですけれども、秩父多摩甲斐国立公園の高山植生や森林下層植生等への被害は深刻化していることから、捕獲困難地域等における捕獲を強化していただきたいという内容でございます。この意見に対しまして、御意見のとおり、捕獲困難地等の捕獲に取り組んでいきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

2つ目です。捕獲従事者については、経験豊かな狩猟免許所持者が従事されるよう希望するという内容でございます。この御意見に対しまして、市町村及び猟友会等と連携しながら、捕獲従事者の充実に努めていきますと回答し、計画案の修正はなしと考えております。

最後になりますけれども、関係地方公共団体との協議結果でございます。

まず、管理エリアに隣接する埼玉県、神奈川県、山梨県の3県、そして、管理エリアが位置する八王子市をはじめとした6市町村、そして、産業労働局、水道局、建設局の関係3局に協議した結果、意見は特にないということございました。繰り返しになりますけれども、このパブリックコメント、そして、利害関係者への意見照会、関係地方公共団体との協議を通じまして、シカ管理計画については、前回お示しした計画案からの修正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、鳥獣部会長から御報告をお願いします。

○山崎（晃）委員 鳥獣部会の山崎でございます。審議の結果について、御報告をさせていただきます。

鳥獣部会では、昨年の6月より計4回の部会を開催して審議を行ってまいったところです。前回の鳥獣部会では、両計画のパブリックコメントなどの結果を踏まえた最終案について審議いたしました。

1つ目の諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」は、事務局から御説明のあったとおり、小笠原諸島における鳥獣関連について2か所追記をしたほかは、文言整理などの内容の確認にとどまりました。

次に、2つ目の諮問第469号「第二種特定鳥獣管理計画（第6期東京都第二種シカ管理計画）の策定について」ですけれども、こちらは前回説明された計画案から修正はないとの説明でございました。部会では特に意見は出ませんでした。計画最終案を答申案とすることを承認したところでございます。

以上で、鳥獣部会での審議経緯について報告を終わらせていただきます。

○石井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局及び山崎鳥獣部会長から説明がありました内容について、御意見、御質問をいただきたいと思います。発言の際は、冒頭、事務局から説明がありましたように、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思います。また、質疑応答につきましては、委員の御意見や御質問をまとめてお伺いした上で、事務局よりまとめて回答していただくようにさせていただきます。

では、御意見、御質問がある場合はお知らせをお願いします。

では、須田委員、よろしくお願いします。

○須田委員 須田です。

細かいところなのですが、資料1-2の2ページになりますかね。65ページの13行目の文言の追加の部分です。ここの下から4行目に、東京都レッドデータブックに記載されていると書いてあるのですが、私はまだ確認していないのですが、オガサワラヒメミズナギドリはもしかすると現行の島嶼部のレッドリストに載っていましたか。正体が明らかになったのはそれ以降のような気がするのです。基本的にレッドデータブックというのはレッドリストの解説版という位置づけなので、その解説の内容に引く部分があるのであればレッドデータブックを引用するという形になるのですが、基本的にランクとかを引用する場合には、希少性とかを引用する場合にはレッドリストを用いるのです。なので、この辺りを確認していただいて、オガサワラヒメミズナギドリが現行のレッドデータブックに記載されていれば問題ありませんが、そうでなかったらレッドリストなり適した、国のレッドリストには載っていますので、そのような適した引用の仕方をしていただけるとよろしいかと思いました。

以上です。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、そのほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。

資料2-1の2枚目ですかね。2枚目の、利害関係者への意見照会というのがあるのですが、一つは、利害関係者なので、出た具体的な意見がどこから出ているかというのは記載しないでもいいのかなということと、あと、中身について、1個目の意見で、捕獲困難地域等と書いてあるのですが、よく分からないのです。具体的には捕獲困難地域というのはど

ういう地域のことをいうのかという質問と、それから、そういう捕獲困難地域というのはゾーニングというか凶化されたようなものがあるのかどうか、それとも、一般的な意味で言っているのか。その辺をちょっと伺いたいのです。

以上です。

○石井会長 それでは続いて、芳賀委員、お願いします。

○芳賀委員 芳賀でございます。よろしく申し上げます。

シカの管理計画等でニホンジカが非常に増えているということが書かれておりまして、一方で、我々都民でも入手できる資料として、林野庁さんが出されている、例えば、2月1日発行の関東森林管理局の雑誌なんかを見ますと、行政機関でも研修を履修することによって、国有林内に限って、わなによるシカの捕獲が認められているのだということが書いてあるのですけれども、これは例えば、東京都の職員の場合にもわなによるシカの捕獲というのが実際に行われたりしているのでしょうかというのが質問の第1点です。

あとは、やはり林野庁なのですけれども、高尾の森林ふれあいセンターが出しています通信の2月号を見ますと、高尾山に設置したセンサーで、カメラがニホンジカの生態等を捉えているということが写真つきで載っているのですけれども、東京都のほうでも実際にシカの捕獲や対策として林野庁と共同で作業等を行っているのでしょうか。

質問はこの2点でございます。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 委員の石川です。

頂いた資料の01の鳥獣事業計画で、参考資料1-2の新旧対照表の、ページといたしましては66ページのところです。この新しい項目で追加された外来の鳥獣等の対策について、ドブネズミのところ、向島においてオガサワラカワラヒワの繁殖地保護のため、殺鼠剤によるドブネズミの駆除を実施していると。この根拠と、いわゆる経路ですね。恐らく、船とか交通機関等でこういったドブネズミが増えるというのもあるかと思うのですけれども、この根拠と背景みたいなものをちょっと御説明いただければと思います。お願いします。

○石井会長 分かりました。

では、ここまでのところで、事務局から回答をお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 御意見いただきました。ちょっと一つずつ御回答していきたいと思います。

まず、須田委員からいただきました御意見ですけれども、申し訳ありません。確認いたしますが、適切な引用をしたほうが良いというお話ですので、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、鈴木委員からいただいた御意見ですが、どこからの意見なのかというところはちゃんと示したほうが良いのではないかとのお話でした。ありがとうございます。ちなみにそのいただいている御意見なのですけれども、1つ目は環境省から、2つ目は東京都猟友会さんからいただいている御意見でございます。そこについてはちょっと表記するなり検討したいと思います。

また、捕獲困難地というのはどこなのでしょうかというところですか。地域ですね。これは我々のほうで考えているのは、いわゆる高標高域といいますか、例えば、奥多摩町であれば雲取山のような、ああいった非常に標高が高くてなかなかそこにアクセスすること自体がかなり労力を取るところという認識でございます。

また、何か図化されているのかというお話なのですが、そういうことではなくて、一般的な考え方としての表現でございます。

そして、芳賀委員からの御意見でございますが、すみません、もしよろしければ、最初の1個目の御質問の趣旨が十分に私のほうで理解できていないので、もしもう一度お話しただければと思います。

あと、2点目の高尾のふれあいセンターなのですが、こちらについてのデータのほうも共有させていただいておまして、林野庁ともそういった形できちんと連携といいますか、密に情報共有させていただいているところでございます。

あと、石川委員からいただいた御意見なのですが、すみません、途中、ちょっと音声途切れて、ドブネズミのところのお話、根拠などを示してくれというお話だったと思うのですが、ちょっと途中が途切れまして十分理解できなくて、もしよろしければ、すみません、芳賀委員の1問目の御意見と併せて、もう一度すみません、御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○石井会長 それでは、芳賀委員、1点目の質問について、都の職員も国有林の職員と同じようにシカ捕獲に携わっているのかということだったと思いますが、確認のために御説明をお願いします。

○芳賀委員 今、私の手元に、関東森林管理局さんが出されている2月1日のニュースがありまして、こちらには、行政機関の職員も研修を履修することによって、日本国内の国有林に限りますが、わなによる鹿の捕獲が認められているという記事があります。先ほどちょっとここまで述べていないのですけれども、続きの記載がありまして、毎年この研修が猟友会等との協力の下に行われているようなのですけれども、令和2年では研修に参加した人が約300名いて、関東森林管理局の職員の4割強に当たるというふうにも書いてあるのです。例えば、東京都の職員の方もこういった研修を受けることによって、自らわなによるシカの捕獲等は認められているということなのではないかという質問でございます。

以上です。

○石井会長 では、一つずつ、事務局からお答え願えますか。

○佐藤森林再生担当課長 ありがとうございます。御意見を把握しました。

研修を受ければ東京都の職員もわな等を使用できるようになるのだろうかという御意見です。すみません、そちらにつきましては我々のほうもその研修の内容といたしますか、そこをいま一度確認させていただきます。申し訳ありません。ただ、実際に我々がそのわなを仮にやるというときに、先ほどちょっと錯誤捕獲の部分のお話もさせていただきましたが、当然、毎日のように見回りに行って、捕獲がされているか、あるいは違う動物が間違っかかっているかといった確認等も必要になってきますので、そういった現場回りといたしますか、そういったことが必要になってくるというところで、ある程度限られたといたしますか、新宿にいる我々の職員がということにはちょっとならないのかなというところでございます。すみません、その研修の件につきましては確認させていただければと思います。ありがとうございます。

○石井会長 よろしいですか。

○佐藤森林再生担当課長 はい。

○石井会長 では次は、石川委員からの御質問ですけれども、オガサワラカワラヒワの保全に関連してネズミの対策のことが追記されているけれども、その根拠を教えてほしいということだったと思いますけれども、すみません、石川委員、もう一度御質問の趣旨を繰り返していただけますでしょうか。

○石川委員 趣旨に関しましては、内容のほうは一読して目を通したのですけれども、新旧で出ていますと新でこちらの内容が出ていて、内容としては非常に具体的過ぎる内容だったので、どういった背景でこの内容を追加されたかということをお伺いしたいのが一点です。

あとは、ドブネズミの駆除は別に向島に限らず、都内各所、繁華街とかでもやはり衛生上非常に問題があるので、よく駆除をやっているのは承知しているのですが、何で向島なのかという。この項目を追加した状況なり経緯が理解できるとありがたいなと思いました。今のままですとちょっと内容的に唐突感があって違和感があるなと感じたので、ちょっとこの辺の御説明をお願いできればと思います。

以上です。

○石井会長 では、事務局のほう、御回答をお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 向島においてなぜ今回、この記載を導入したのかというところなのですけれども、向島は母島の属島といいますか、無人島になっております。こちらで今、非常にドブネズミが、結局、人間が持ち込んでしまったというところで、そのドブネズミによるオガサワラカワラヒワへの影響というのが非常に大きいという形になっております。ですので、今回、ここの部分につきまして、きちんと計画の中に盛り込んで対策をしていくというところで、新たに書き込んだというところがございます。内地のこちらのほうの繁華街でのドブネズミとかというところの被害と、そういった無人島といいますか、小笠原という非常に固有な植生であるとか動植物がいるようなところに及ぼす影響、ドブネズミが与える影響というのが非常に違うというところで、計画の中に盛り込ませていただいたというところですよ。

○石井会長 では、よろしいでしょうか。

○石川委員 大丈夫です。

○石井会長 1つ目の須田委員の質問に関してですけれども、レッドデータブックは今、編集中で、レッドリストの最新版が、いつだったかは忘れましたが、つい最近、公表されていますので、そちらにどんな形で載っているかというのを確認いただければと思います。追加の御説明はありますか。

○佐藤森林再生担当課長 すみません、今、確認が取れまして、レッドリストのほうにもきちんと載っているということですので、その形で表現していきたいと思います。ありがとうございます。

○須田委員 御確認いただきましてありがとうございます。そのようにしていただければと思います。

○石井会長 そのところはレッドデータブックではなくて、レッドリストというふうに書くのが適切だと思います。

それでは続けて、佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 どうもありがとうございました。

資料2-2の第6期東京都第二種シカ管理計画の答申案の本文というので質問です。成果と課題の目標の達成状況というところに目標等が書いてありまして、そこに生息数について、生息密度はAエリアは1から3頭/平方キロメートル、B及びCエリアは0から1頭、1平方キロメートル当たりですね。このように密度が書いてあるのですけれども、この目標の根拠というのをちょっと教えていただけたらと思いました。質問になります。生息範囲については何を基準にしているかということが書いてあるようなのですけれども、密度について教えていただければと思いました。お願いします。

○佐藤森林再生担当課長 生息密度の根拠についてという御質問でございます。こちらは、このシカ管理計画を策定したときに設定した数字というところなのですが、ここのAエリア1頭から3頭であるとか、Bエリア、Cエリアは0頭から1頭というのは、前に、奥多摩の本当に奥山にだけにしかまだシカが生息していなかった頃、その頃はもちろんそのシカによる生態系等への被害というのが顕在化していなかった時期なわけですけれども、その当時の状況というところに最終的には我々としては戻していきたいというところで、その当時のシカの生息状況を踏まえた数字設定というのが、このAエリア1頭から3頭、Bエリア、Cエリアは0頭から1頭と。ここから算出される生息数としては400頭というのに戻していきたいというところからの設定でございます。

以上です。

○佐伯委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○石井会長 そのほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

里吉委員、お願いします。

○里吉委員 何点かあるのですけれども、1点目が、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の15ページにある、アライグマとハクビシンの防除実施計画に基づいてこれからも取組を進めていくということが書かれているのですが、ちょっと私、これを見たら、今年の3月31日で一旦切れる計画になっていたもので、今後の計画も多分あると思うので、それをちょっと一点確認させていただきたいと思いました。

それから、ちょっとドバトのことについて、先ほどのパブリックコメントでもありましたけれども、私は世田谷なのですけれども、本当にいっぱい御相談いただくのです。一回御相談したときには専門の方が来てくださって、餌やりをしている住民の方にいろいろお話をし

てくださったり、それから、ポスターがあったり、いろいろな取組があって、ただ、コロナでちょっとその活動が止まっていたようなのですけれども、ここにこういう意見が出るということは、やはりなかなかドバトで困っていらっしゃる方がいらっしゃるのだらうなと思ひまして、ここで関連自治体と情報収集に努めていきますということなのですけれども、今、どういう対策を取られているのか、今後何か拡充する方向はないのかということをお伺いできたらと思います。

以上です。

○石井会長 では、事務局のほうから回答をお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 御意見ありがとうございます。

まず、1点目のアライグマ、ハクビシンの防除実施計画、この3月31日ということなのですが、おっしゃるとおり、一旦、3月31日までの期間となっておりますけれども、そちらについては、また新しく内容等をいろいろ改定して、4月1日から新しい防除実施期間で実施していくという計画の策定になっております。4月1日から施行という形できちんとやっておりますので御心配ないよふということ。

それと、もう一点のドバトについてというところなのですけれども、お話のとおり、我々のほうも鳥獣保護管理推進員という者がおりまして、都内では50名ほどいるのですが、例えば、餌やりをしている方がいて非常に困っていますというときにはその保護員を向かわせて、注意といいますか、マナーとかそういった部分で、決してそれはドバトのためになりませんよという知識といいますか、そういったものも含めて注意喚起をしているところでございます。また、餌やりはしないでくださいねというポスターも作成したりして、周知のほうを図っているところでございます。ただ、さっき、里吉委員からお話があったとおり、ちょっとコロナ等もあって活動を少し自粛しているようなところもありましたけれども、徐々にそういった活動のほうも状況を見ながら再開していきたいと思っております。

また、ちょっとこれは情報なのですけれども、荒川区であるとか、あるいは今度は大田区さんなどもそういった餌やりに対して、区の条例で場合によっては罰金とかそういったこともやっているというところではあります。我々のほうはそういった区の部分、そういった荒川区さんとかそういったところと連絡を取り合ひまして、その取組なども参考にさせていただいて、情報収集に努めてまいりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○里吉委員 ありがとうございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、大体、御意見や御質問を伺ってお答えもいただいたようですので、ここで皆様にお諮りしたいと思います。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。

それでは、諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」、それから、諮問第469号「第二種特定鳥獣管理計画(第6期東京都第二種シカ管理計画)の策定について」、本審議会として鳥獣部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方のみミュートを解除して、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

では、お願いします。

それでは、特に御異議の方というのはいらっしゃいませんでしたので、諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」、それから、諮問第469号「第二種特定鳥獣管理計画(第6期東京都第二種シカ管理計画)の策定について」、これらにつきましては、本審議会として適当であるということで答申いたします。

事後の手續については、事務局でよろしくをお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 ありがとうございます。

○石井会長 それでは、以上で、本日予定されていた全ての議事は終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項など何かありますでしょうか。

○千田計画課長 事務局の千田でございます。

委員の皆様、活発な御意見を誠にありがとうございました。

特に事務局から事務的な連絡事項はございません。引き続き、こちらの第25期が続きますので、来年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○石井会長 それでは、本日は活発な御審議を賜りありがとうございます。

これもちまして、第150回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。